

答申第 213 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 1 月 9 日付けで諮問された教育庁スポーツ課が所管する国庫補助金収入関係書類一部非公開の件（諮問第 168 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成7年度及び8年度国庫補助金収入関係書類のうち、社会教育主事資格取得年月日は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成12年12月19日付けで、平成7年度及び8年度国庫補助金収入関係書類(以下「本件請求文書」と総称する。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
平成7年度及び8年度国庫補助金収入関係書類	職員の給与総額、年齢、級・号給及び社会教育主事資格取得年月日
	交付金事業に要する経費、交付金対象経費並びに社会教育指導事業交付金に係る事業収支予算書及び決算書に記載の収入合計額及び支出額(以下「交付金経費等」と総称する。)
	社会教育指導事業交付金に係る事業収支予算書及び決算書に記載の一般歳入額(以下「本件一般歳入額」という。)

(2) 一部非公開部分について

職員の給与総額、年齢、級・号給、社会教育主事資格取得年月日、交付金経費等及び本件一般歳入額は、個人に関する情報であるため、条例第5条第1号の規定に基づき非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された社会体育指導者派遣事業に係る職員の給与総額、年齢、級・号給及び社会教育主事資格取得年月日は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(ウ) 交付金経費等は職員の給与総額と同額であり、本件一般歳入額は既に公開されている他の情報と照合することにより、特定の職員の給与額が明らかとなる情報であることが認められるため、個人に関する情

報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載された職員の給与総額、年齢、級・号給及び社会教育主事資格取得年月日は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) また、交付金経費等及び本件一般歳入額は、特定の職員の給与額が明らかとなる情報であるため、本件行政文書に記載された職員の給与総額と同様、同号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 職員の給与総額、級・号給、交付金経費等及び本件一般歳入額について

(a) 本件行政文書に記載された職員の給与総額は特定個人の所得が推測できる情報である。級・号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。

(b) また、交付金経費等及び本件一般歳入額は、特定の職員の給与額が明らかとなる情報である。

(c) したがって、当該情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

b 年齢は、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

c 社会教育主事資格取得年月日について

当審査会が調査したところ、社会体育指導者派遣事業は、都道府

県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じ、社会体育担当の社会教育主事を派遣する事業であり、当該事業において派遣される者は、「社会体育指導者派遣事業及び学校体育施設開放事業の運用について（各都道府県教育委員会教育長あて文部省体育局長通知）」によれば、原則として社会教育主事の資格を有することが要件となっていることが認められる。このことから、当該派遣職員は派遣先で社会教育主事としての職務を期待されていると認められるので、社会教育主事資格の取得の有無は、社会体育指導者としての職務遂行の正当性を担保する情報であり、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると考えられる。

したがって、社会教育主事資格の取得の有無を明らかにする社会教育主事資格取得年月日は、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」と認められるので、同号ただし書ウに該当すると判断する。

（３）その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記２（２）イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

５ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 1月 9日	諮問
2月 6日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月14日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3月16日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成16年 8月30日 (第38回部会)	審議
11月17日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
11月22日 (第40回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年1月17日現在)(五十音順)